

こども誰でも 通園制度



こども誰でも通園制度は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、子育て家庭に対して、保護者のライフスタイルにかかわらずの支援を強化するため、令和8年4月から全国で本格的に開始した制度です。保護者の就労要件に関わらず、時間単位で柔軟に保育施設等が利用できます。

●こどもの育ちを応援する●

同世代の子ども同士で触れ合ったり、集団の中で過ごしたりすることで社会性が育まれ、こどもの健やかな成長を促します。

●子育ての孤立をふせぐ●

月に一定時間でも、こどもと離れて自分の時間を過ごすことで、育児に関する負担感の軽減につながります。

対象児童

○生後6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない未就園児

実施施設

○丸森ひまわりこども園

実施日・利用時間

○基本 毎週水曜日(施設の都合により、実施できない場合があります)
8:30~16:30

利用時間

○子ども1人につき **月10時間** まで

※未利用時間があっても、翌月に繰り越せません。

注意事項

- ・初回通園の際は、保護者の方も一緒にお子さんの様子を見守りながら利用ください。
- ・利用途中で、満3歳になった場合は、利用できなくなります。
- ・予約を当日キャンセルする場合、利用可能時間からキャンセルする予約時間分が減算となります。
- ・町外へ転出される場合は、転出先の市町村での認定が必要になります。その際は、丸森町役場 子育て定住推進課で認定取消の手続きを行ってください。

利用料
無料



利用までの流れ

●認定申請(子育て定住推進課)

対象者の要件を満たしているかなどの確認を行い、認定の可否を審査します。認定を受けずに施設との事前面談や利用予約することはできません。

1 認定申請

- (1) 丸森町役場 子育て定住推進課 保育支援班へ電話連絡をしてください。
- (2) 認定申請の方法をご確認の上、「こども誰でも通園制度総合支援システム」(つうえんポータル)よりお申し込みください。

2 認定審査後

認定された場合は、「つうえんポータル」からユーザーIDを発行しますので、ログインして認定証が発行されているか確認してください。

3 お子さんの情報入力

ユーザーIDで「つうえんポータル」にログインし、必要な情報を入力してください。

【認定申請はここから】

「つうえんポータル」にアクセスする際は、こちらのQRコードを読み込むか、直接ホームページを検索してください。



●事前面談(丸森ひまわりこども園)

お子さんのアレルギーの有無や発育状況など、利用時の安全確保等に必要な情報を確認します。

1 事前面談の予約

「つうえんポータル」から申請後、施設からシステムを通して面談日の連絡があります。

2 事前面談の実施

●利用予約・施設利用(丸森ひまわりこども園)

面談実施後、予約をして施設を利用します。

1 「つうえんポータル」より予約

2 施設の利用

【お問い合わせ先】

○制度や認定申請に関すること…丸森町子育て定住推進課 保育支援班 0224-72-3013

○保育内容に関すること…………丸森ひまわりこども園 0224-87-6466